

## 平成19年度第5回市民協働推進委員会 会議要録

日時：平成20年3月9日(日) 午後1時40分～4時40分

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

### 出席委員

関谷委員長、高岡副委員長、木田川委員、長谷川委員、浅野委員、植木委員、松崎委員、渡辺委員、竹内委員、鈴木アドバイザー

### 欠席委員

安蒜委員、福川アドバイザー

### 事務局職員

伊東政策調整課長、坂上市民活動推進課長、片貝副主幹、江波戸副主幹、亀田主査、上野主査補、小田主任主事、宮崎主任主事

### 傍聴

1人

## 1. 開会

事務局により開会

## 2. 委員長挨拶

今年一年は、この委員会が発足して、試行錯誤で続けてきたところもあるが、市民協働は、色々な領域等で活発化している。一方で法的は枠組み自体が大きく変わってきており、自治体の現場でも必要性が、市民、行政の両側から出てきている。これをどのように結び付けて街づくりを行っていくべきなのか。佐倉市は比較的早い段階から枠組み作りを行いつつ、市民の方々のNPO等の活動の活発の度合いが強まっているところがある。しかしながら、そういった動きをどのようにより活性化させていくか。昨日、後援会と報告会がり、講師のお話の中での子育て事業は、一つの成功例であり、我々も多くを学びうるところがあった。おそらく実際のところは、失敗の連続であったり、行政との媒介がうまくいかなかったり、色々な問題は抱えていたと思う。試行錯誤をする中で、市民としては何をすべきなのか。市民協働というのは、単に行政依存ということではなく、市民自身がなしているのか、そのための仕組みを相互に出し合い、それを結び付けていけるのかどうか、ということが問われている。他方では、行政が協働の動きにどう柔軟に対応していくのか。佐倉市の場合は、市民活動推進課と政策調整課がサポートしてくれているという、他の自治体では見られない一つの良いケースである。一方の課のみだと、なかなか動かないというところがある。しかしながら、課題はあるわけで、市民協働を進めていくにあたり、どのような対象、仕組みを構築していくのか。市民、行政の両側に多くの課題を抱えているが、この委員会としては、それぞれの部分で活性化に向けたテーマを行っていかねばいけない。この一年は、市民提案型の市民協働事業の選定を中心に行ってきたが、さらにはそれ以外の部分も考えていかねばいけない。この

委員会としての役割もさらに期待されていく。

### 3. 協議事項

#### 市民協働事業（市民提案型）について

委員長：昨日は、市民協働事業の報告会ということで、各委員も色々な感想を持ったかと思う。制度を実質的に高め、改善していくための色々なご意見を持たれたと思う。本日の議題の1つ目、市民協働事業市民提案型については、前回の委員会でも議論したところだが、この一年、選定にあたり、色々な問題を発見し、こうすべき、という意見をいただいた。幾つかのポイントがあり、前回は、ある程度合意を得た部分と継続審議で改めて議論しようとした部分があった。今日は、継続審議の部分、残りの部分を議論し、来年に向けた制度について改善を図りたいと考えている。議題の2つ目、市民協働事業行政提案型については、既に事務局から案を提示され、我々の意見を出してきた。その意見を踏まえて、事務局に案を説明していただく。行政提案型についても併せて議論をお願いする。本日の会議は、公開で行う。まず、議題の1つ目、市民協働事業市民提案型について事務局から説明を願う。

事務局：資料については2枚。最初に選定に係る確認表の方から。内容の構成について。1ページ、前回で、合意形成が図られたもの。2ページ、前回で、概ねの方向性が図られたもの。3ページ、4ページ、質問形式で、意見を求めたものへの回答。1ページ、下記事項について確認が取れた。評価について3点について確認済み。その他について。2ページ、概ねの方向性として示されたもの。3段階評価は真ん中評価に集中してしまうという意見を参考に4段階の案とした。2. 足切りラインについて。表現を支援候補ラインとした。ラインの値を何点にするかについて、概ね3分の2、200点を評価基準とする。3. 0点がついた事業の取扱いについて。1人以上ついた場合に協議を要するものとして考えている。3ページ、質問への回答について。項目の表現について1人の委員から意見あり。熱意については活動への誠実に、また、その理由について。4ページ、支援額の決定方法について。これらを踏まえて、評価表を作成した。市民提案型については以上。

委員長：既に合意を得た決定項目についてはよいと思うが、継続審議の部分の確認事項として、評価項目の配点、足切りラインの表現の問題、値の問題、評価の取扱いについて、委員から意見をいただき、それを踏まえた上で事務局から提案していただいた。まず、ご意見をいただく前に、今の事務局の提案についての質問があれば。

委員：4ページ、支援助成金額の決定方法の中で、他の委員の意見は無かったのか。

事務局：意見は一人の委員からで、満額を選択した理由のみであった。

委員：その理由というのはここで出てくるということで考えてよろしいか。

委員：前回の会議の中で出ていた、満額にするか、比例にするかという意見を踏まえて、私は、特に意見を付さないで満額にするか比例にするかの意見を選択した。

委員長：今回は、郵送された意見について資料に掲載し、議論自体については、前回からの継続ということで考えていただければ。質問等が無ければ、今日は、これで決をとるということにし、最終的な委員会としての合意を出すという形にしたいが、いかがか。

委員：満額補助の場合の限度団体数の確認をしたい。

委員長：予算の範囲内で可能な限り満額補助をしていくということで、今のところは予算を越える団体数が申請していないため、やりながら見ていくしかないという議論が出ていたと思う。その点については事務局から。

事務局：今のところは予算の範囲内で、審議をしていただくということしかない。予算措置されていないので、それを越えても補助できないかと思う。

委員：採択されないと精神的なショックが大きい。支援基準ラインを越えたが、補助が下りない場合でも、その団体は、基準内にあったが、得点順で支援対象にならなかったという連絡をしていただければ、また来年度申請しようというようになる。

委員長：その点については、前回の議論においても採択の可否だけではなく、育成観点とすることを重視するという意見があった。委員会として申請内容の改善点等を可能な限り団体に伝えていくというようなことは合意を得ていると思うが、よろしいか。

アドバイザー：評価項目の中で、「活動への熱意」から「活動の誠実さ」へ変わっているが、熱意はあるが、信頼性は無いという意味であれば、こういう表現でいいと思うが、誠実さの基準が、難しい。文脈で言うと信頼。例えば、この事業を最後まで責任をとってやっていただけた、という意味合いだと思う。そのような意味でよいか。

委員：熱意があるからこそ応募してきたと思う。前回会議で、チラシを何枚作るかは分からないので大まかな数字で申請する、という話があったが、実際には分からなくても、税金なのだからきちんと精査した上で評価することが大事。プレゼンテーションに来る方々の準備の問題や得意不得手はあると思うが、発表者の話から感じられるものも評価するという想いも含めてこの意見を出した。

アドバイザー：プレゼンテーションの時だけ情熱的というケースもある。プレゼンテーションは下手だが信頼できる、という部分も大事な基準だと思う。基本的に主観の部分はあるが、少なくとも、情熱だけはあるが、誠実さは無い、逆に誠実さは無いが、情熱はあるということもある。

委員：印の文章で、前回は「熱意と誠実さ」だったと思う。表題は誠実さで説明の部分で熱意という言葉は残されたらどうか。新しいものへ挑戦する熱意を求めたい感じはする。

委員：優先順をどうしようかという部分はあったが、あえて書かせていただいた。

委員長：熱意は大前提だと思う。

委員：「活動への信頼度」という方が分かりやすい。助成に値するだけの活動をしてくれるだけの誠実さをもっているから、この団体は信頼できると。

委員：5番の協働で行うことの有効性、事業の成果・効果が高まる事業であるか、というところが、信頼性に当たるのではないかと。助成金を出して支援することによって、事業の成果・効果が高まる事業であるかというのが信頼性では。

委員：そうではなく、色々な団体が事業をすることの効果・意義が5番である。ここが「活動」となっているから。

委員：ここが「活動」となっているのでどうかと思った。活動より前に、その団体に対する信頼度ということか。

委員長:誠実、熱意というのも含めて、信頼性ということでまとめてよいか。

委員:1番については個人についての話だと思う。2番以降は、その団体に対する信頼という点と分けて考えた部分だと思うが、1番だけは、プレゼンテーションや代表者への熱意や誠実さという、主観的な判断で捉えていると思う。信頼というのは、2番以降で団体への信頼度という把握の仕方ということで、今まで通りでよいのではないか。

委員長:信頼性ということで、それは項目として設けるというよりも、1番は我々がプレゼンテーションを見て、我々がどのように思いを抱くのかという点であり、2番以降は、客観的な視点を含めた総合的に信頼性を考えるということ。

委員:1番は、最初の熱い想いを語るということで、直接的な言い方でよいと思う。誠実さや熱意という文言を両方入れるということでよいと思う。

委員:感じていることは皆一緒ではないか。

アドバイザー:表現が不得意な人もいるが、非常に誠実にやっているという人が、熱意がないということで切られるというはどうかという懸念がある。そういう意味では、誠実さを含むという意味。

委員長:後で決をとるが、これについては提案どおり誠実さという表現にして、熱意等も含めて考えるということによろしいか。表現の問題について他に意見あれば伺いたい。

委員:6番、公益性ということについて伺いたい。公共性の部分はどうか。アンケートをとるときに、公共性という部分がどうかということ考えたが、シンプルな方がよいという意見である。

委員長:何をもって、公共性なのかというのは、非常に多義的である。ここではあえて一つの意味として理解して、公共性が必ずしも公益性のみだということでは全くない、と理解いただきたいと思う。次に、配点は、5、3、1、0点とし、それぞれの項目をこの配点で評価をするということについて意見はあるか。

アドバイザー:これでよいと思う。PFI事業の評価では、3点が非常に多くなる。ここでは、5点がついていることが、優位性がある。4点を設けてしまうと、却って決まらない。

委員長:点数としては、ある程度差を出すという意味も含めて、4段階でいくのかどうか。後で決をとることとする。次に、前回、「足切りライン」という表現はどうか、という意見があり、「支援候補ライン」という表現でどうかというアドバイスをいただいていたが、その後、「支援基準ライン」というのはどうかとの意見が出ているが、この点についてはいかがか。

委員:「支援候補ライン」でよいと思う。「支援基準ライン」だと、今回は満額方式なので、基準を超えても選ばれないことがある。

委員:私の意見だが、支援に値するだけの事業ではあるということで、支援の基準には達しているという意味。候補と言うと、その意味が弱くなってしまふ。助成を受ける側としては、基準で良いと思った。基準は超えたが、予算枠の関係で支援できないという意味。どちらでもよいと思うが。

委員:少し戻るが、評価項目で3点から5点に変わっているところを考慮して、誠実さのところは熱意と誠実さの両方を入れたらどうか。我々が活動するときに、人を動かす事業や新たに公益活動に取り組んでいく人には、誠実さももちろん、熱意が人を動かすと言われた

ことがある。熱意及び誠実さのように表現して、両方を評価できたら5点というのはどうか。  
委員長: 支援候補ラインの基準だが、委員が一人でも0評価をした場合に、改めて委員会で協議するということだが、その点はどうか。今年度も0点が付いた事業があった。0点はよほどの評価だと思うが、トータルでは支援候補ラインに達するが、0点しか与えられないという評価を下す委員がいるかもしれないので、0点が出た場合にはこの委員会でその都度協議をするということだが、いかがか。

委員: この0点というのは、評価項目全てに0点ということか。

事務局: 委員一人当たりの合計点数、6項目全てに0点がついた場合を想定している。

委員: 6項目全てに0点がつくことはないと思う。誠実さ、熱意の項目については、全て0点はないと思うので、トータルではなく、項目の中に0点があればそれは仕方がないかと思う。もう一点は、支援候補ラインに満たなかった場合に特に大事になってくると思う。次につながるという意味で、0点に対してのところは、一度取り上げて確認し、申請者に伝えるのが大事ではないか。

委員長: 6項目それぞれの項目で0点の場合には、不足している、という意味があると思われる。その点も、委員会で協議して伝えることが必要ということではないかと思うが。

委員: 支援候補ラインを超えて助成するとなった場合にも、委員から0点という評価が出ているということは伝えるべきだと思う。

委員長: 各項目別でも0評価があった場合、委員会で協議し、支援候補ラインに達した団体でもそうでない団体でも、この委員会としてその旨を伝えるという意見ということではいいか。

委員: 次につながる意見という意味で。

委員長: 事務局としては、いずれ委員会で協議をするということなので、特に問題はないか。

事務局: 特に意見なし。

アドバイザー: ロースクールで面接をする時には、0点を付けた理由を述べなくてはいけないことにしている。ただし全てについてではなく、ある項目の中に0点つくと、元々この人はだめだというように若干の絞りをかけている。このケースでは一つでも0点が付くとだめなのか。

委員会: 0点が付いたからといって自動的に全てだめということではなく、0点がついた理由をこの委員会の場で確認しよう。

アドバイザー: 一つ0点が付いても採択されることがあるのか。

委員長: その通り。

アドバイザー: 0点を付けるということは責任があるという意味で、そのようなケースは仕方がない。1番目は仕方がないと思うが、2、3番目は、非常に主観的な部分なので少し理屈が出てきそう。1番目は0点をつけるかどうか、エクスキューズを求めるところ。

委員: 時間や数の問題をいつも気にしているが、0点をつけた人の説明責任が出てくると、例えば15件出て、それぞれの委員が0点を半分位つけたものがあると、この理由を説明していくのはとてもエネルギーが必要。ロースクールの評価のような基準を一つ設けていかなないと大変である。熱意、誠実さは、0点ということはないだろう。

委員: 例えば、評価の6番、公益性の確保というのは、何人もの委員が0点だったら、そうい

う部分を先生に見ていただき、これはだめだと作っていただいた方が、今年の協議にもかなり時間がかかってしまったので、一つ一つを改めて協議すると、膨大な時間がかかってしまう。

委員：支援候補ラインを超えたものの中で0点が付く確率は少ないと思うので、これに限定していくのであれば、時間的には何とかなると思うが、他の0点が付いた事業の説明をすれば、作業部会や事務局に委ねて省略させてもらう。この委員会での役割は絞り込んでおいた方が良い。あくまでも支援候補ラインを超えたものの中で、0点があった場合ということで。

委員：むしろ逆に、候補ラインを超えなかったからこその中で0点の意味が生きてくる。この場に上がってくる申請は、余分な部分や対象外の部分が外されてくると思うので、助成できない事業に対しては、時間の関係でこの場で話し合うのが難しいのであれば、0点部分の意見を書いてもらい、それを団体に伝えるということにしてもよいと思う。

委員：この委員会の外からの信頼性というのは、事業に対する評価が適切に行われたかどうかである。信頼性を高めるということは重要な作業。何を理由に0点にしたかというのは、委員会の色々な評価方法の中で、他の人がその観点を勉強する機会になりうる。例えば、幾人もの委員が0点を付けたものは、あまり評価に値しないと思うが、1人、2人が0を付けたものは、委員会としての理由を出すことは意味があることだと思う。

委員：全部0点が付いたことを言われることがいいのかわからないが、0点をつけるのもあくまでも人間の主観があるので、それを直接伝えるのはどうかと思う。採択されなかった理由を何かしら事務局から連絡していただければ、育成という面になると思う。

委員：だめということだけを単に伝えるだけではなく、次に繋がるための育成という意味合いでの説明ということで。

委員：候補ラインを下回った人へはそれなりの理由を出すわけだが、支援する団体に対して0点が出た時というのは、最後の着地がうまくいくかどうかを危惧されて、0点がつけられたと思う。支援する団体には成果を達成する使命と責任があるので、支援する団体へも0点の理由を明確に言うべき。委員が0点を付けた理由も大事だと思うが、委員会として、そういう意見があるということを引きちつとすべきではないか。

委員：あとは時間的な部分をどうするか。

委員長：採択かどうかは、合計点が支援候補ラインに達するかどうかで客観的に決まる。0点が付いて候補ラインに達しない事業というのは、より多く0点が含まれている可能性がある。その中の事業は、理由がある程度明確になっている可能性が高い。ただ、どれくらい多いかどうかは、進めていきながら見ていかないと一概に言えることではない。時間的な問題はあるが、実質的にこういう問題があるからこうすべきではないか、という意見を委員会として伝えるということと、運営上の効率性の問題とは分けて考えることだと思う。この委員会で時間をかければよいという話とは別なので、こういう問題や指摘があるということを我々が確認し、協議する。支援候補ラインを越えたものでもそういう形で意見を伝えるということでもよいと思う。数の問題については運用上の問題なので、0点をめぐる理由についてどれだけの時間を議論するのかは、時間が伸びないような形で運営するというので当

面は対応できると思う。申請団体が増えてきたら、客観的な基準を設ける必要があるかもしれないが、当面はこれでよいと思う。

事務局：運営時間を考えると、集約作業を効率的に行うために、0 評価の場合はコメント欄に書いてもらい、すぐ委員長の手元に集約された時点で決をとるのが早いと思う。それ以外で意見があれば協議していただくような形の方がよいのではないかと。

委員長：各委員が評価する段階で、0 点の場合は理由をコメントに書いてもらい、私の方に詰めてもらい、まとめた形でお伝えするという形であれば、ある程度効率的に進むかと思う。その部分については、委員会として伝えていくということでもよいと思うが。

委員：事前にどのようなサポート体制がとれるか。市民公益活動のサポートセンターを今後上手く活用して、公益活動に対するアドバイスや研修等の機会を設けて、公益活動についての認識等をサポートしていく仕組みや申請段階のサポートが大切だと思う。

委員長：事前にどれくらいサポート体制が図れているのか。本年度、一年間活動された団体が、来年度も継続して申請してくることが予想される。当然、今年以上のものを期待したい。そういう申請の循環の中で、それぞれの局面におけるサポート体制をどれだけ充実させることができるかが、今後に繋がってくる。結果的に全くだめな申請ではなく、その循環を作り出していければ、事業制度だけに限らず、サポートセンターを含めたそれぞれの部分でのサポート体制というものを今後有機的に連携させていくということも考えていかなければいけない。次回の委員会の時に意見をいただければ、今後の運営に向けたアイデアを我々の中に共有できると思う。0 点の取り扱いについては今のよう形で決を採らせていただきたいと思う。

アドバイザー：補助金の申請について、条例を作る自治体が出てきている。申請をしたのにも関わらず却下された場合どうするか、ということについて理由をつけなくてはならない。徐々に補助金についても足切りをばっさりできなくなってきている、市の不利益処分になるので、補助金を受けられない理由を付けないといけなくなってきている。評価項目も含め、あくまでも過渡的なものだという認識は必要。やがては、具体的な事業、審査基準となっていくので、それを決定し、それに基づいて、具体的な理由を書いて協議をするという作業が将来的に待っている。

委員長：今後、理由を明確にしていく必要性は問われてくるようになるし、客観的な手続きも必要になってくると思う。この委員会としても十分対応できるような形で、当面は 0 点の評価が出た場合には、理由を明確にして伝えていく。更に願わくは、育成的観点ということをあわせて話を繋げていければ。

委員：本日のテーマからは離れるかもしれないが、0 評価のところ、仮に 20 年度にたくさん応募があった際、候補ラインぎりぎりのところで、事業内容は異なるが、同点の団体が 2 つあった場合、そのどちらかしか助成できないとなったときには、委員会として、もう一度協議するのか、もう一度プレゼンテーションしてもらい、もう一度見極めをするのか。申請数が増えることが前提だが、大事な点だと思うので確認をしたい。

委員長：これまでの議論に出ていないが、予算が限られた中で、当落線上の同点団体が出た場合、一つ考えられるのは、改めてプレゼンテーションをしてもらうというより、同点という

点数が出でているので、その場合には、もう少し踏み込んで議論を詰めて判断するということになるのかと思うが、その点については、事務局としては想定しているか。

事務局：評価が比例で何割という方法だと、事業の成果が厳しいという意見があり、満額助成ということになった。そのため、プレゼンテーションはともかくとして、ご協議いただかざるを得ないのだろうと考えている。

委員：もう一つの考え方として、更に予算を特別に組んでいただき、追加で助成するということとはできるのか。

事務局：約束はできないが、委員会の意見を聴き、補正予算として協議できるということか。

委員長：団体が活発化して申請してきているということ踏まえて、委員会としてもっと拡大していくべきだという提言をすることは可能かと思う。確認をすると、評価項目、配点については、5、3、1、0点の4段階で評価をする。足切りラインの表現については、支援候補ラインにする。足切りラインの値は、出席委員一人当たり30点、その合計点の3分の2とする点。0点がついた事業の取扱いについては、委員の合計点だけでなく、各項目で0点が出た時でも委員会で協議をする。運営上については、ズルズルいくことのない形での対応をする。特に意見がなければ、このような形で可決させていただきたいが、いかがか。

委員：異議なし。

委員長：全員一致ということで、今後、この方針で改善を行っていくということで確認をいただければと思う。このことに関して規定の変更等はあるか。無ければ、来年度以降、前回と今回で合意した点を含めて、改めて市民提案型の事業を展開していくということをお願いしたい。第1議題については以上とさせていただく。

## 【 休 憩 】

### 市民協働事業（行政提案型）について

委員長：今日の第2議題、行政提案型事業について、事務局から説明を願う。

事務局：行政提案型の資料については、資料1から4まで。

資料1は、今年の6月から平成21年までの流れについて。資料2は各課からあげられるであろう事業概要書。資料3は、規則に基づく申請様式及び関連する添付書類。資料4は、評価表。一連の流れと関連する資料については、以上。

委員長：行政提案型事業については、以前、原案を提案していただき、委員から意見をいただいたところである。行政提案型事業には色々な考え方があり、制度自体には良い点、悪い点があると思うが、6月に各事業担当課が事業を公募するということになっているが、事業担当課が、協働をどのくらい理解しているかということとの関連になってくる。協働事業が理解されていないと、相応しい事業が出てこないことも想定される。一方でそういう課題が出てくるからといって、だめだという話ではなく、長い目で見れば、制度が導入されてより多くの機会を通じて職員にも市民協働を考えていただく意識改革ということにも繋がっていくことではある。そういう意味では、両義的は部分をもっていることには違いない。しかしながら、今後どのように運用していくかということが非常に重要な課題になってくる。この



制度の持ちうる可能性というものを考えていただければ有難い。後ほどアドバイザーからより専門的な観点から話を伺いたいとが、今の説明について質問等があれば伺いたい。

委員：6月の公募事業のテーマの検討というところで、テーマを作るために、調査、アンケートの実施のところが一番大事だと思う。意識調査等の結果から、とあるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。

事務局：市では毎年、市民意識調査というものを通して課題抽出を行っているので、これを活用したり、また、各課で独自に調査しているアンケートなどの結果を活用して担当課はテーマ出しをしてくると思われる。

委員長：他の自治体を見ていると、市民協働事業について具体的なテーマがほとんど出てこないという場合もある。どういう形で、公募をしていくのかの工夫や、それを促すような指導的根拠等の必要性はあるが、その点はまだ具体化されていないものもあるのかもしれない。補足で何かあるか。

事務局：事務局としては、本日の審議結果を元にして、関係課と最終協議を行ってまいりたい。項目や事業経費について、更には、テーマとして出てくるかという心配があるので、今後、モデル事業、パイロット事業という呼び名がいいか、議会でも質問されているが、まだその部分は決まっていない。

委員長：その点は、今後更に検討すべき事項だと思う。今の点についてご意見があれば。

委員：6月にテーマを検討して、7月に公募事業の決定ということで、事業としてはどのぐらいのスパンで見えるのか。単年度である程度の成果を得られる事業でないとならないのか、それとも申請から実質半年なので、予算と事業がどのようになるのか。

事務局：県等の例だと、20年度にどういう取組みをするかの協議をして、実際の事業については21年度に始まるというように考えている。資料の事業計画書も4月から3月になっている。20年度は具体的な準備期間で、事業実施は21年度からになる。以降は、オーバーラップしていくという形でご理解いただければ。

委員：特別に向こう1年間でやらなくてはいけないということではないのか。

事務局：市の予算が単年度なので、それは単年度できちんとやっていく。

委員：テーマの検討、担当課からのテーマが、1年間である程度帰結させるものと、特に期限を示さないものとは、出てくるものが違ってくると思う。

事務局：原則は予算の関係があるので、当面は、1年ごとに区切りたいと考えている。

委員：行政提案型は、各課と市民とどちらから先に課題をあげていただくのか。

事務局：行政提案型は、まず行政から課題をあげる。

委員：そういう事業に対し、市民の方に協力していただくという形で募集するということか。

委員：行政の担当課に要望すると、行動計画に無いことはできないと言うが、行政から提案する際、行動計画の中から市民と協働できそうなものだけを抽出して提案するのか、それとも、行動計画に無いものも提案できるのか。提案した場合、議会にかけないといけないのか。

事務局：総合計画等の中で、まだ手をつけていないものもあろうかと思うが、まず、何らかの位置づけがされているということが必要かと。そうではなく、こういうものがあつた方がいい

だろうというものは、市民提案型を利用してもらえればよいのかと。総合計画等の見直しもあるので、その機会に新たにご教示いただければ有難い。

委員長:基本的には、計画の範囲内ということだが、計画が想定していないからだめということにするのではなく、極力、その中でこういうようなものを活かしていこうというようにならないと、そういう心配が出てくる。その辺についてはどうか。

事務局:行政提案型をどう活用していけるのかが、なかなか庁内に浸透していないところがあるので、これから幾つかケースを成功させ、委員会として承認していただく中で信頼というものを作りあげていければ、徐々に広まっていくのかと。最初は、段階を追った中で、市民にも職員にも認識させていく必要があるだろうと思う。

事務局:総合計画の関係は、一定の期間を区切って計画を立て、毎年基本的には見直しを行う。特に 20 年度は中間年ということで、大幅な見直しを行うことになっている。色々な事業が出てくる中で、新たに計画に加えて見直していくローリングをしながら見直しを毎年行っているの、その辺は大丈夫かと思われる。

委員:行政提案型には、実際に行っている業務について協働で行った方がいいのではないかというもの、新しいものの中で協働で行った方がいいというものの2種類があると思うが、前者については、平成 18 年度から行っている事業成果測定のようなものも行政提案型を提案する基準になっていくものなのか。

事務局:18 年度の事業に対しての行政成果活動評価が始まり、今 HP 等で公表している。これも一つの素材になる。また、市民意識調査を毎年実施しており、集計しているところである。また、総合計画等、各種のデータがあるので、そういうところから行政提案型事業を探していけるのではないか。

委員:行政提案型の設定にあたっては、各種調査、計画、地域で意見徴収したものが、きちっと一つのフォーマットにされ、市民や地域に直接関係した部署にきちっと通るようなアクションが出されるようになっているのか。それによって課題が出され、それに対する応募が出てくると思うが、その辺はいかがか。

事務局:地域福祉計画がまとまり、近く HP 等で公開されると思う。その中で、各地域の問題点や行政が取り組む分野等に分けられているので、一つの素材、材料として活用できるのではないかと考えている。

事務局:当面は、新規の事業であれば一番取り組みやすいと思うが、それについては今後、各種情報を見定めて検討してまいりたい。初めての取り組みであるので、今は蓋を開けてみないと、ということにあることをご理解いただきたい。

委員長:各担当課からどういう事業を出していただけるのかについて、各方面で幅広く実施されている各種調査をどのように活用し、十分整理された形で踏まえていないと事業が出てこないのでは、という懸念があるかと思う。その点については、充実した形で庁内的にも共有していただきたい。7月の公募事業のテーマの決定の段階で市民協働推進委員会の成す役割というのはあるのか。

事務局:おそらく資料 2 のようなものが、担当課から委員会に提出されると思うので、それに対し、各項目を市民の目線で見てください、意見をいただきたいと考えている。

委員長:担当課としては市民協働で取り組むということで事業が出されてくるが、市民の側から見ると発想も異なる。より最善な方法として、更にこうすればいいのではないかという意見が出てくる時に、これは実施できないとなってしまうと、この制度が形骸化していつてしまう。その部分のすり合わせや調整についてどういうことが考えうるのか。この委員会として検討して意見を出すということが、7月の段階で問われているという理解でよろしいか。

事務局:7月の段階で留意点等について委員会から意見をいただいたとすると、それを参考に8月に公募をかけさせていただくということでご理解いただきたい。

委員長:市民に公募をかける前段階で、ある程度の議論があり、その結果を反映させるということが想定されているということか。

アドバイザー:入札との関係はどうなっているのか。

事務局:地方自治法施行令の規定に基づき、当事業については、目的、性質から競争入札に適さないものと考えている。

アドバイザー:随意契約ということか。随意契約は、余程のことが無いと無理である。

事務局:育成という観点もあるので、協定という形で随意契約ができる範囲を最初は想定している。入札にかけなければならない金額のものは、最初は厳しい。そうなった場合には、指定管理者制度の協定のようなものも考えていかなくてはいけないと考えている。当面は規模ということではいかざるを得ないのではないか。

アドバイザー:去年の12月に閣議決定があり、全ての公共契約については入札を前提にするという形で進んでいる。分かりにくいのは、市民協働と入札の区別がつかないということ。市民協働の方だけで我々が評価をすることはそれでいいと思うが、そこに入札という話が加わってくると、市民協働団体以外の団体も加わってくると思うので、入札にするかどうかは大きな問題なので、それを全て随意契約で大丈夫だと楽観できるのか。競争入札公正監視委員会から、佐倉市の市民協働で入札を行っていないと指摘されたらどうするのか。入札関係をクリアした上で市民協働がどういう形で可能かを考えていかないといけない。可能性としては、コングロマリットというベンチャーを組んで、ある事業部分は企業に任せて、ある事業部分は市民協働の団体に任せるといった形で、ジョイントベンチャーの中で市民協働が生きてくる場面は考えられる。それでも、今度は市民団体と取り組んだ企業体と別の企業体ができ、そこで入札をやっている。

事務局:公募をかけるので、複数の団体が手を上げてきた中で選定する。

アドバイザー:民間団体が来たらどうなのか。

事務局:制度上は、登録をしていただいた団体の中からということになっている。

アドバイザー:民間企業が手をあげてきたらどうするのか。入札の切り分けと市民協働との関係が、うまくマッチングしていない。入札妨害や談合ということが一番怖い。ここでは予定価格の公開もできないということか。

事務局:入札との関係については、地方自治法施行令等を踏まえて実施していくことが適切と考えている。

アドバイザー:その範囲はものすごく狭い。これ以外方法がない形でないとして随意契約できない。市民協働だとこれだけのコストがかかるけれども、民間だともっと安くなるとか。監視委

員会は、自治法特別法である。もう少し整理した方がよいのかもしれない。

事務局：まだ具体的にはっきりと決まっていはいない。確かに入札制度はかなり厳しくなっており、随意契約ができる範囲内で考えていたが、根本が変わってくると思われる。

アドバイザー：市民協働だけで考えていた方が、市民提案型だけ随意契約という訳にはいかないと思うので。

事務局：当初、「不動産の買い入れ又は借入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が、競争入札に適しない」という中で、市民公益活動団体ということに限定し、随意契約ができるとされている範囲でモデル事業、パイロット事業を考えていたが、全て入札ということになると、もう一度検討しなければならなくなる。現段階では、目的、性質という中で、登録した市民公益活動団体の中で考えていたが、今の指摘については、事務局で再度調査をさせていただく。

委員長：随意契約の範囲も極力狭まっている。そういう中で市民協働との整合性をどう考えるか難しい。競争ということが市民協働と相反してしまうという局面も一方である。協働について、この事業を極力競争入札のような形で考えていくということはある。枠組み制度にしてしまうと、先生がおっしゃるような問題が予想される。両方の市民協働を推進していくにあたって、逆に競争が弊害を生んでしまうという部分もある。

委員：事業の具体が無いので、どういうものが上がってくるのか想像ができないが。

アドバイザー：行政が給食サービスをやろうとすると、相見積もりをとってくるようになる。

委員：市民協働そのものの視点が。

アドバイザー：市民協働としてやるとすると、競争入札になっていかなないので、条例に基づいて市民協働をやっていくと行政が提案をした段階で、行政提案型というだけでそこで競争入札という話。

委員：行政側が、真の市民協働の意味を捉えてテーマを選択してくれば、それほどぶれたものはないと思う。性善説に立っているが。

アドバイザー：監視委員会は完全に性悪説に立っている。

委員：提案してくる行政の担当の方の意識の問題が大きい。自分が住んでいるところで、行政提案型で提案していただきたいものがある。街路樹の落ち葉や街路樹の虫の防除は、公園緑地課が管理していて、入札した業者が、全部しているが、中には街路樹を楽しんで、落ち葉はゴミではないから切らないでほしいという方もいる。これを堆肥として使えないか、というような考えもある。私たちが毎日街路樹を見て、虫がついていたら連絡して必要な部分だけをやってくれるような、人出があり、お金はかからないが、報酬としては自然が残るとい、そういうものが市民協働ではないかと。公園緑地課が提案してくれたら手を挙げたいと思っている。

アドバイザー：そういうものは、市民提案型にしていかないと。

委員：市民提案型にするだけのパワーがないので、行政が少し支えてくれたら、行政と市民がリンクするようなことは街中にある。それを市民提案型で、と言われればもっともだが。

アドバイザー：市民協働とはいえ、全てが入札から免れるかどうかは難しいと思う。委員会も

市民も含めて皆が、協働であるという形で、随意契約でなければだめだと固めていかないと、なぜ競争入札ではないのか、ということになる。市ではこういうことで市民協働をやっているのだから、随意契約以外は無いということ、市民が言ってもらわないと困る。

委員：入札をした場合、市にボランティア団体や登録団体があり、定年退職した方や時間のある人が、安いコストという状況も出てくるだろう。入札でとれないかもしれないが、場合によっては入札も覚悟で、それも行政提案型事業の中の一つのパターンとして考えても構わないし、他の業者がやるなら仕方がない。市としてもメリットがある。

アドバイザー：競争入札制度が行き過ぎているのは分かっているが、弊害が出てくるまで進んでいる。それを覆すのは、市民の地道なところからだと思う。

委員：子育ての一時預かり事業を行うという話になると、入札でないとかかなり問題になると思う。公正さがどのように保てるのかは難しい。

委員長：公正さを入札でしか測れないのか、という別の考え方もある。ただし、現在の流れの中では入札の方向で進んでいることは間違いない。その点は市民協働の難しさであり、今後の課題となってくるので、市民の熟度やパワーが、逆にそれをはねつけるぐらいのものが一方で必要になってくる。公正さ、民間企業との関係ということも当然出てくる。そもそも論として、この行政提案型事業の枠組みで考えるのがよいのかということもある。

アドバイザー：進んでいるところでは、市民協働の中に法人も入れて、民間企業と一緒に、コンピレーションというが、協力会社を作り、そこに市民協働団体が入っていくという形で、民間と市民が一緒になって事業を行って公正な競争入札に入っていく。そういう形でやっていかざるえない気もする。

委員長：企業との連携という部分はまだ見えていない部分がある。市民と企業が連携した形の事業ということであれば、どう評価していくのかということもある。今の佐倉市でどう考えればよいのかは、その段階なのかどうかということもあるが、可能性としてはあり得る。

委員：もし、佐倉市で公募があれば応募するという団体が既に幾つかある。

委員長：佐倉市民がそういう動きに対して、どういう考え方で、どう自分たちの中で力を作っていくのかということがなければ、そういう可能性はいくらでも出てくる。

アドバイザー：デモクラシーとマーケットの問題がある。デモクラシーで言うと、メンバーも地元でやっていかなければいけない、という必然性があるのにも関わらず、マーケットが入ってきたら、破産してしまうということが起こってきているので、マーケットとの緊張関係というのは、続くと思う。誰かが、入札していないのではないかという声を上げたら終わりである。そうするとディフェンスをしないといけない。まだ気づいていない方が多い。議会も気づいていない。非常に重大な局面を迎えているという意識が大事。地域の関心や地元をどう守っていくかという点は、佐倉市も相当頑張らないと、全部マーケットに持っていかれるという話になってしまう。

委員長：市民協働というと、どうしても行政と市民という構図で見えてしまうが、実はその間にそういう問題も出てくる。それだけ住民は、自らの力をつけていかなければいけない。市民協働として支援する形の中でそういう能力を培っていけるか、そういう仕掛けを行っていけるかどうかということが課題となる。この制度における入札の問題については、事務局でも

検討いただくということにしたい。

委員：市民協働推進条例第13条第3項に「市がその施策等の実施にあたり、市民公益活動団体の知識及び技術を活用することができるものとして募集する事業」とあるが、これが外れるということは、これを訂正しないといけなくなるということか。

委員長：事務局で該当箇所を読んでいただけるか。コピーは可能か。

事務局：第13条第3項第2号に、「市がその施策等の実施にあたり、市民公益活動団体の知識及び技術を活用することができるものとして募集する事業」これを行政提案型と言っている。(各委員に該当条文を配付)

アドバイザー：訂正する必要はないのではないかと。これにあたる場合もある。範囲は、当初予定していた範囲よりも狭まる。

委員：逆に言うと、市民公益活動団体とあるので、市民でない団体は対象にならないということになるのでは。他県などは別なのではないか。佐倉市民でないといけなのかと。

事務局：市民公益活動の定義として考えているのは「市民公益活動は、市民自ら個人の利益を追求することなく、社会貢献につながる活動全般をいうもの。この中には、自治会等や広範な地域の課題解決のために市民が結成した自治組織が行う、地域における自主活動や、NPO、ボランティア団体が行うテーマ別の公益活動が含まれる。」ということで、公益活動自体は幅広く規定されている。条例第2条第5号で定義しており、「市民が主体となって、自発的かつ継続的に行う活動であって、営利を目的としない社会貢献性のあるものをいう。」とある。

委員：行政提案型は、今までそういうふうにとらえていたので、予算のところ、人件費等が出てきたので疑問に思った。まず、市民のボランティア団体に対して、出てくる課題がどういふものが出てくるかまだ分からない。業者が入札で受けるのであれば、それは、市の事業の方に入るのではないかと、公益活動のボランティアの方たちが受ける事業だと解釈していたので、はっと思っているところ。業者が入札で受けるところまでいくとなると少し違うのではないかと。

委員：公募をすると、ということではないか。

事務局：日本版PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ、ということ言うと、企業はかなり意識されて論じられている。予算の中で人件費の定義ももう少し詰めないといけませんが、人件費の部分もある程度は考慮しないと安上がりということに繋がってしまうので、その辺の制度設計は非常に難しい。それと同じであれば、先生のおっしゃるとおり、企業が当然入ってくる。企業に馴染まない事業は、そんなには多くないだろう。全てが対象ということ、どこで網を掛けるかという点で、目的、性質という中で、どれだけ選り出せるのか。工夫が必要ということで、考える機会を与えられたことは有難い。ベンチャーを組む事業という形になると制度設計が大変になってくる。そのため、現段階では当面、第一歩としてうまくいく事業があるのかどうかと入札制度との関係を並行してやっていくしかないと考えている。

アドバイザー：4月からの公益法人改革の中で、公益性についての認定を行う。例えば、医師会は、公益法人の直接の該当にならなくなってしまう可能性がある。直接クライアントに

サービスをもたらしているかどうか、直接性ということが公益性の判断基準に入ってきている。何が公益団体なのかという話の一方で、入札の関係が出てくる状況にある。この条例が制定された当時はこういう議論はなかった。入札との関係は、直接監視委員会の方で動くので、そこだけは注意していただく必要がある。

委員長：制度設計の入札の問題によって市民協働が解消されてしまうという話とは違う。一つは、この制度がどれくらい有効なのか。入札の環境を考えれば、引き続き考えていくことである。もう一つは、この制度が、具体的に何を想定し、何をしたいのかということがないと、入札等との関係も見えてこない。この制度を通じてでなければならないのかどうか。場合によっては、市民提案型にシフトしていく方向がよいのか。これまでは、市民提案型と行政提案型との関係については議論してこなかったが、今後検討していくことも念頭においていただきたい。本日で決定するというのではないので、引き続き議論をする。入札との関係については、事務局で改めて検討した上で、次回の議題に加えるという方向でよろしいか。次回までに結論を出すということではないが、その後の情報として状況に応じて報告していただきたい。

アドバイザー：場合によっては、法律論争になる可能性もある。補助金を出すため、住民監査請求の対象になるので、その辺をディフェンスするだけの力を市の方で持ってもらわないと、安心して市民公益活動ができないということになってしまう。場合によっては、防衛組織のようなものを市にきちんと要求することも、委員会として大事なことはないか。

委員長：このことについては、次回改めて議論を続けたい。とりわけ法律論や専門的な部分に立ち入ってしまうところもあるので、難しい部分はあるが、この委員会としての意見を出していきたい。本日の議題は、以上になるが、他に意見等があれば。

事務局：折角盛り上がったものを潰さないようにするためにはどうしたらよいかということでもよろしくお願ひしたい。

委員：行政提案型で各担当課がテーマを出してきて、これは良い、となったときに、この委員会で、こういう市民協働事業をやりたい団体はあるかという市民提案型のように、ただテーマを決めるという形でやったとしても入札になってしまうのか。

アドバイザー：それは市民提案型なのか、行政提案型なのか。

委員：行政が提案するという事になってしまうと、入札ということになってくると思うが、この場合は、半官半民のような。

委員長：委員会でテーマを設定したらということか。

アドバイザー：PFIに関わっているが、公共事業を民間セクターが設置して、そこが入札に入っていく場合には、委員会が要求水準を出す。これだけのことをしてくれるのなら、これだけのことをやってほしいという要求水準を入札条件として公募し、どのぐらいの企業の入札があるかという形で、点数をつける。財務計画だけでなく、総合的な評価をする。ただし、ここで言えば、佐倉市民とは限らないというようになってしまうと。要求水準は変えていくということではできると思うが。

委員：この場預かりにして公募をしても、やはり入札という手立てにせざるを得ないのか。

委員：契約者は市長であるので。

アドバイザー：そういう時は、要求水準の中に、佐倉市民でなければいけないとか、そういうものを。このようなところまで入札が入ってくるとは思っていなかった。

委員長：協議については以上とさせていただきたい。議事録署名人は渡辺委員にお願いしたい。次回の第6回の委員会について詳しくは事務局から。

事務局：次回の日程については、3月29日(土)、9時30分からを予定しているので、よろしくをお願いしたい。内容としては、市民協働事業と地域まちづくり協議会の事業評価について、平成19年度の市民協働事業についての報告というようなことで考えている。

委員長：次回は3月29日(土)、9時30分からということで確認していただきたい。議題としては、昨日の報告会も踏まえた事業評価、報告等。平成19年度市民協働事業、市民提案型、行政提案型に関わらず、市民協働に関わるその他の事項についても報告いただいて、委員から意見をいただく形にしたい。行政提案型についても本日出た課題について、次回引き続き意見をいただければと思う。これまで選定段階にあたっては一部非公開としていたが、今回の会議は報告について、それ以外の部分について、公開か非公開か、最終的には、委員長、副委員長の判断ということになるが、その点についてだけ確認させていただきたい。次回については、基本的には公開で良いのではないかと考えるが、いかがか。今年度の選定段階について、関連団体に関わっている等の理由で自由な議論がしづらいといった意見があったので、非公開としたが、来年度については、次回、別途確認をとらせていただくということにして、今回は公開で開催するというにさせていただくということによろしいか。議題、確認事項については以上である。他に意見はあるか。

委員：次回欠席するので、昨日の報告会での所感について。

委員長：ペーパーで提出していただければ、本日の委員会は以上とする。

平成 20 年 4 月 7 日

委員長 関 谷 昇

副委員長 高 岡 良 子

議事録署名人 渡 辺 章 二